

令和4年度 伊勢原市交通安全対策方針



伊勢原市

目 次

第1章 方針の目的	1
1 目的	1
2 交通事故の推移と現状	2
(1) 交通事故の推移.....	2
(2) 交通事故の現状.....	3
第2章 方針の策定	4
1 重点目標の策定	4
2 個別目標の策定	5
第3章 個別目標	6
1 交通安全思想の普及啓発	6
(1) 幼児に対する交通安全教育.....	6
(2) 小学生に対する交通安全教育.....	7
(3) 中学生に対する交通安全教育.....	7
(4) 高校生に対する交通安全教育.....	8
(5) 成人に対する交通安全教育.....	8
(6) 高齢者に対する交通安全教育.....	8
2 交通安全市民総ぐるみ運動の推進	9
(1) 交通安全運動の推進.....	10
(2) 高齢者交通事故防止運動の推進.....	10
(3) 自転車マナーアップ運動.....	11
(4) 二輪車交通事故防止運動.....	11
(5) 飲酒運転根絶運動の推進.....	12
3 交通安全装備の普及促進	12
(1) すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底.....	13
(2) チャイルドシートの正しい使用の徹底.....	14
(3) 反射材用品等の普及促進.....	14

（４）先進安全自動車等の有効性普及促進	15
（５）交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	15
４ 道路交通環境の整備	16
（１）安全な歩行空間の整備.....	17
（２）交通安全施設の整備	18
（３）道路占用の適正化及び不法占有物件の排除	18
（４）自転車利用環境の整備.....	19
（５）総合的な駐車対策の推進.....	19
（６）通学路等における交通安全の確保	20

第1章 方針の目的

1 目的

車社会化の急速な進展に対して、交通安全施設が不足していたことに加え、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、昭和20年代後半から40年代半ば頃まで、道路交通事故の死傷者数が著しく増加した。

このため、交通安全の確保は大きな社会問題となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定された。

本市では、神奈川県が交通安全対策基本法に基づき策定した「神奈川県交通安全計画」を基本に、昭和46年度以降、10次にわたる「伊勢原市交通安全基本計画」を策定し、市民・関係機関・団体・行政がそれぞれの立場で協働した活動を通して、交通安全対策を実施してきた。

その結果、市内の交通事故による死傷者数は、平成13年の1,159人をピークに減少に転じているが、未だに300人を超え、交通事故発生件数は、依然として高い状態で推移しており、事故そのものを減少させるため、より実効性のある対策が求められている。

この方針は、交通安全対策基本法による「第11次神奈川県交通安全計画」を基本とし、「伊勢原市交通安全計画」に替わるより実効性のある方針として位置づけ、交通安全思想の普及啓発や道路交通環境の整備等、個別の対策に具体的な目標を掲げ、よりきめ細やかな取組を行うことにより、交通事故のない安全で安心なまちづくりを推進することを目的として策定する。

2 交通事故の推移と現状

(1) 交通事故の推移

本市における交通事故（人身事故）の発生件数は、平成12年の959件をピークに減少し、平成28年にはじめて300件を下回ったが、平成29年以降は増減を繰り返している。

交通事故による24時間死者数は、昭和40年に18人と最多を記録したが、その後は、徐々に減少傾向を示し、平成22年と平成27年に0人となったものの、平成28年から令和3年は、毎年1人以上発生している。

交通事故による負傷者数は平成13年の1,157件をピークに減少傾向が続いていたが、平成29年以降は、重傷者数、軽症者数ともに増減を繰り返している状況である。

区分/年		H29	H30	R元	R2	R3
事故件数(人身事故)		284件	290件	240件	263件	263件
24時間死者数		3人	1人	3人	1人	1人
負傷者	重傷者数	7人	6人	11人	12人	8人
	軽症者数	321人	341人	291人	297人	308人
	合計	328人	347人	302人	309人	316人

交通事故の発生件数、24時間死者数及び負傷者数すべてが横ばい状態となっていることから、依然として予断を許さない状況であるといえる。

(2) 交通事故の現状

ア 種類別の交通事故発生状況

右左折時の事故、追突事故、出会い頭事故が多く発生している状況にある。

年累計\区分	単独	車両相互					小計
		正面衝突	追突	出会い頭	右左折	その他	
令和3年中	17件	10件	61件	25件	65件	44件	205件
前年比	+1件	-1件	-10件	-12件	+18件	+8件	+6件
構成率	6%	5%	30%	12%	32%	21%	78%

年累計\区分	人対車両				列車	合計
	横断歩道横断中	その他横断中	その他	小計		
令和3年中	21件	7件	13件	41件	0件	263件
前年比	+6件	-3件	-9件	-6件	±0件	±0件
構成率	51%	17%	32%	16%	0%	100%

イ 年齢層別の交通事故負傷者数

20歳～29歳の負傷者が74人で、前年から28人増加している。次いで40歳～49歳の62人、65歳以上の46人の順に多くなっているが、65歳以上の負傷者は、前年から16人減少している。

年累計\区分	～14歳	15歳～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	合計
令和3年中	21人	18人	74人	43人	62人	45人	7人	46人	316人
前年比	+3人	-7人	+28人	-3人	+11人	-4人	-5人	-16人	+7人
構成率	7%	6%	23%	14%	20%	14%	2%	14%	100%

第2章 方針の策定

1 重点目標の策定

交通事故死者数は着実に減少してきているが、一方、依然として毎日のように新たに交通事故被害者等となる方がいる。

また、近年においては、平成31年4月に東京都豊島区で母子が犠牲となった事故等の高齢運転者による交通事故や、令和3年6月に千葉県八街市で小学生が犠牲となった事故等の子どもが関係する交通事故が後を絶たない。高齢化の進展への適切な対応とともに、子育てを応援する社会の実現が強く要請される中、時代のニーズに応える交通安全の取組が今、より一層求められている。

真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として、市民が安全で安心して暮らせる社会を実現することが極めて重要である。

そのために防災や防犯、さらに新型コロナウイルス感染症対策等の様々な取組が必要とされる中にあるが、今なお交通事故により、毎年多くの方が被害に遭われていることを考えると、交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素である。

人命尊重の理念に基づき、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失という点からも、「交通事故のない社会」という究極の目標を目指して、交通安全対策に積極的に取り組む必要がある。

「交通事故のない社会」を実現するため、本方針における目標は、国及び神奈川県が策定する交通安全計画における目標である「年間の24時間死者数」及び「年間の事故発生件数」を重点目標として位置づけ、次のとおり定める。

【重点目標①】

年間の24時間死者数を0にする

【重点目標②】

年間の事故発生件数（人身事故）を250件以下にする

なお、「年間の24時間死者数を0人とする」との重点目標は、交通事故そのものの発生及び負傷者数の減少と一体となって達成できるものであることを常に念頭において、目標達成に取り組むこととする。

2 個別目標の策定

本方針は、高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者を思いやり、「人優先」の交通安全思想を基本とし、交通社会を構成する「人間」、車両等の「交通機関」、道路等の「交通環境」という三つの要素について、それら相互の関連を踏まえ、また、交通事故の具体的な特徴を考慮しながら、適切かつ効果的な取組を推進していく。

「人間」に係る安全対策としては、安全な運転を確保するため、知識・技能の向上、交通指導取締りの強化等を図り、かつ歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行者等の交通安全意識高揚のための啓発や、各年代における交通マナーや交通安全に関する教育などにより、交通安全思想の普及徹底に努める。

「交通機関」に係る安全対策としては、ヒューマンエラーを事故に結びつけないための先進安全自動車の有効性等、正しい自動車の使い方に関する総合的な安全情報の普及啓発を図る。

「交通環境」に係る安全対策としては、機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、交通管制システムの充実、効果的な交通規制、交通に関する情報提供の充実、施設の老朽化対策等を図る。また、交通環境の整備にあたっては、人優先の考えのもと、人の移動空間と自動車等の交通機関との分離を図ることに努め、混合交通に起因する接触の危険を排除する施策を推進する。特に、通学路、生活道路等において、人優先の交通安全対策の更なる推進を図ることが重要である。

2つの重点目標を達成するため、これらのソフト・ハード両面の安全対策に対し、きめ細やかな個別目標を次章に定め、市民・関係機関・団体・行政がそれぞれの立場で協働した活動を通して取り組みを実施するとともに、その効果等を継続的に検証していく。

第3章 個別目標

1 交通安全思想の普及啓発

交通安全思想の普及啓発として重要となる「交通安全教室」は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全のルールを守る意識と交通マナーの向上に努め、地域の安全にも貢献できる社会性を育成する上で、重要な意義を有している。交通安全意識を向上させ、交通マナーを身に付けさせるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる交通安全教育を通して、市民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう、意識の改革を促すことが重要である。

また、人優先の交通安全思想の下、子ども、高齢者、障がい者等に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることが重要である。


このため、関係機関・団体相互の連携を強化し、家庭、学校、職場、地域等において交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）等を活用し、幼児から高齢者に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。

(1) 幼児に対する交通安全教育


実施機関	神奈川県・伊勢原警察署・伊勢原市・伊勢原交通安全協会・伊勢原市交通安全母の会
取組内容	幼稚園、保育所及び認定こども園は、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努め、指導資料の作成、教職員の指導力の向上を推進する。
実施目標	交通安全教室 各園2回以上開催



(2) 小学生に対する交通安全教育

実施機関	伊勢原警察署・伊勢原市・伊勢原交通安全協会・ 伊勢原市交通安全母の会
取組内容	<p>道路交通における危険を予測し、歩行中、自転車乗車中において安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。</p> <p>交通指導員による通学路における児童に対する安全行動の指導、児童の保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。</p>
実施目標	<p>交通安全教室 各校2回以上開催</p> <p>交通安全こども自転車大会への参加</p> 

(3) 中学生に対する交通安全教育

実施機関	伊勢原警察署・伊勢原市・伊勢原交通安全協会・ 伊勢原市交通安全母の会
取組内容	<p>交通ルールとマナーの重要性と事故の責任の重さを訴え、被害者にも加害者にもならないよう、歩行中や自転車での交通事故防止、また、16歳から免許取得可能となる原動機付自転車や二輪車に関する交通安全意識啓発を行う。</p>
実施目標	<p>交通安全教室 各校2回以上開催</p> 

(4) 高校生に対する交通安全教育

実施機関	伊勢原警察署・伊勢原市・伊勢原交通安全協会
取組内容	歩行中はもちろんのこと、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な知識を習得させ、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とする。
実施目標	交通安全講習 各校1回以上開催

(5) 成人に対する交通安全教育

実施機関	伊勢原市・伊勢原交通安全協会
取組内容	交通安全、安全運転等、それぞれの立場に立って認識すべき内容についての周知啓発活動を行う。 また、ドライブレコーダーやシミュレーター、先進技術など多様な方法を活用した交通安全教育を推進する。
実施目標	広報いせはら等による広報 2回以上

(6) 高齢者に対する交通安全教育

実施機関	伊勢原警察署・伊勢原市・伊勢原交通安全協会・ 伊勢原市交通安全母の会
取組内容	加齢に伴う身体機能の変化が、歩行者又は運転者としての交通行動に影響を及ぼすことを理解させるとともに、安全に道路を通行するために必要な交通ルール等の知識を習得させることを目標とし、自治会と連携して交通安全教育を実施する。
実施目標	高齢者交通安全教室 1回以上開催 広報いせはら等による広報 2回以上

2 交通安全市民総ぐるみ運動の推進

交通安全運動を効果的に推進するためには、地域ぐるみの協力体制を得ることが極めて有効である。

各季に行われる「交通安全運動」の実施にあたっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く市民に周知することにより、その積極的な参加と協力のもと、市民総ぐるみの運動として充実・発展を図るとともに、関係機関・団体が連携し、運動終了後も継続的・自主的な活動が展開されるよう、事故実態、住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施に努める。


高齢者交通事故防止運動の実施にあたっては、高齢者の身体機能や運転特性に関する認識と理解を深め、高齢者に対する思いやりのある運転等を励行するとともに、高齢者自身が身体機能の変化を認識した安全運転や安全行動の実践を習慣づけることにより、高齢者の交通事故防止を図ることを目的として実施する。

自転車マナーアップ運動の実施にあたっては、自転車乗用中の交通事故や自転車の安全利用を促進するため、「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」や、「自転車安全利用五則」の活用などにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発等を推進する。特に、自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車、イヤホン等を使用して安全な運転に必要な音が聞こえない状態での乗車の危険性、損害賠償責任保険等への加入義務化、すべての自転車利用者に拡大されたヘルメット着用の努力義務等について周知徹底を図る。

二輪車交通事故防止運動の実施にあたっては、二輪車事故の割合が高いことを踏まえ、関係機関・団体等が連携し、二輪車事故防止にかかる広報啓発活動、また、実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図り、交通ルールを遵守し、安全運転を実践できる運転者を育成する。

飲酒運転根絶運動の実施にあたっては、重大事故をもたらす飲酒運転の根絶に向け、関係機関・団体等が一体となり、飲酒運転を許さない社会認識を徹底し、飲酒運転による事故の防止を図る。特に若年運転者層は、他の年齢層に比較して飲酒運転における死亡事故率が高いなどの特性を有していることから、若年運転者層をはじめ、対象に応じたきめ細かな広報啓発を推進する。


(1) 交通安全運動の推進

実施機関	伊勢原市交通安全対策協議会
取組内容	<p>「全国交通安全運動」「交通事故防止運動」等について、市交通安全対策協議会等の関係機関・団体等と連携を図り、市民総ぐるみの運動として充実・発展を図る。</p> <p>【交通安全運動等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故死ゼロを目指す日キャンペーン ・シートベルトの日キャンペーン ・春の全国交通安全運動 ・夏の交通事故防止運動街頭キャンペーン ・夏の交通事故防止運動 ・秋の交通事故防止運動 ・交通安全市民総ぐるみ大会 ・年末の交通事故防止運動
実施目標	<p>広報いせはら等による広報実施 巡回広報（早朝広報等）の実施</p> 


(2) 高齢者交通事故防止運動の推進

実施機関	伊勢原市交通安全対策協議会
取組内容	<p>高齢者交通事故防止運動を毎月15日の「高齢者交通安全の日」を中心に推進するとともに、春・夏・秋・年末の各季の運動における重点項目に位置づけ、年間を通じた市民総ぐるみの運動として推進する</p>
実施目標	<p>広報いせはら等による広報 1回以上 巡回広報（早朝広報等）の実施</p>

(3) 自転車マナーアップ運動

実施機関	伊勢原市交通安全対策協議会 伊勢原市二輪車安全普及協会	
取組内容	<p>自転車が車両（軽車両）であることや、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。</p> <p>自転車販売店等の関係事業者や学校等の関係団体の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入義務及び自転車用ヘルメットの装着努力義務について周知徹底を図る。</p>	
実施目標	<p>広報いせはら等による広報 1回以上</p> <p>自転車販売店へのチラシ配布 1回以上</p>	

(4) 二輪車交通事故防止運動

実施機関	伊勢原警察署・伊勢原市・伊勢原交通安全協会 伊勢原市二輪車安全普及協会	
取組内容	<p>関係機関・団体等が連携し、二輪車の事故防止、ヘルメット・プロテクターの正しい着用等の広報啓発活動を推進するとともに、実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させる教育を行う。</p>	
実施目標	<p>広報いせはら等による広報 1回以上</p> <p>二輪車販売店へのチラシ配布 1回以上</p> <p>二輪車講習会 2回以上実施</p>	

(5) 飲酒運転根絶運動の推進

実施機関	伊勢原市交通安全対策協議会
取組内容	飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を推進し、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努め、「飲酒運転をしない、させない」という市民の規範意識の確立を図る。
実施目標	広報いせはら等による広報 1回以上 関係団体へのチラシ配布 1回以上

3 交通安全装備の普及促進

近年の自動車に関する技術の進歩は目覚ましく、衝突被害軽減ブレーキをはじめとする様々な先進安全技術の開発・実用化が急速に進んでおり、自動車事故を減少させる効果が期待されている。しかし、運転者がその機能を正確に把握して正しく使用してもらうための対策も重要であり、また、衝突時の被害を大幅に軽減する効果が期待される「シートベルト」及び「チャイルドシート」の正しい使用方法についても啓発を行う必要がある。

シートベルトについては、2008年に後部座席での着用が義務化され、10年以上が経過したが、令和3年度にJAF（日本自動車連盟）と警視庁により実施された調査によると、後部座席におけるシートベルト着用率は、一般道路で42.9%、高速道路で75.7%と、他の座席と比べて着用率が低い状態である。後部座席のシートベルト非着用時の致死率は、着用時と比較して各段に高くなることを踏まえ、正しい着用の徹底を図ることが急務である。

チャイルドシートについては、着用推進シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園、保育所等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図る。特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化し、6歳以上であっても、体格等の状況により、シートベルトを適切に着用させることができない子どもにはチャイルドシートを使用させることについて、広報啓

発に努める。また、取り付ける際の誤使用の防止や、側面衝突時の安全確保等の要件を定めた新基準（R129、i-Size）に対応したチャイルドシートの普及啓発など、チャイルドシートを必要とする方々に情報が行き渡るようにするため、関係期間・団体窓口等を通じた正しい使用方法の周知徹底を図る。

夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及促進については、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進する。歩行中の交通事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に対しては、特にその普及の促進を図る。また、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能等を有する製品についての情報提供に努める。

衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全自動車については、ユーザーが過信することなく使用してもらえような情報をはじめ、安全装置の有効性、ドライブレコーダーの普及啓発、自動車の正しい使い方、交通事故の概況等に係る情報を総合的な安全情報として取りまとめ、自動車ユーザー、自動車運送事業者、自動車販売者等の情報の受け手に適時適切に届けることに努め、関係者の交通安全に関する意識を高める。

これらの交通安全活動を民間における主体的なものとするため、自治会・交通安全協会・安全運転管理者会・青少年交通安全連絡協議会・交通安全母の会等の地域の交通安全推進団体が、一体となった交通安全活動推進体制を強化し、市民生活と密着した主体的な交通安全活動を効果的に実施するための支援を行う。

（１）すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

実施機関	伊勢原警察署・伊勢原市
取組内容	関係団体と連携し、衝突実験映像などの着用効果が実感できる交通安全教育を推進するほか、各季の交通安全運動などの機会を通じて着用徹底の啓発活動を展開し、地域ぐるみで一体となったシートベルトの着用推進運動を行う。
実施目標	広報いせはら等による広報 1回以上 関係団体へのチラシ配布 1回以上

(2) チャイルドシートの正しい使用の徹底

実施機関	伊勢原警察署・伊勢原市
取組内容	幼稚園、保育所、認定こども園、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図る。誤使用の防止や、側面衝突時の安全確保等の要件を定めた新基準に対応したチャイルドシートの普及啓発、関係期間・団体窓口等を通じた正しい使用方法の周知徹底を図る。
実施目標	<p>広報いせはら等による広報 1回以上</p> <p>関係団体へのチラシ配布 1回以上</p>




(3) 反射材用品等の普及促進

実施機関	伊勢原市交通安全対策協議会
取組内容	反射材用品等の視認効果、使用方法等について啓発を行い、高齢者に対しては、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能等を有する製品についての情報提供に努める。
実施目標	<p>広報いせはら等による広報 1回以上</p> <p>関係団体へのチラシ配布 1回以上</p>



(4) 先進安全自動車等の有効性普及促進

実施機関	伊勢原市・伊勢原交通安全協会
取組内容	衝突被害軽減ブレーキや自動運転等の先進技術について、適切に使用できる情報を始め、安全装置の有効性、ドライブレコーダーの普及等に係る情報を総合的な安全情報として取りまとめ啓発を行う。
実施目標	<p>広報いせはら等による広報 1回以上</p> <p>関係団体へのチラシ配布 1回以上</p> 

(5) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

実施機関	伊勢原市交通安全対策協議会
取組内容	自治会・交通安全協会・安全運転管理者会・青少年交通安全連絡協議会・交通安全母の会等の地域の交通安全推進団体が、一体となった交通安全活動推進体制を強化し、市民生活と密着した主体的な交通安全活動を効果的に実施するための支援を行う。
実施目標	関係団体へのチラシ配布 1回以上

4 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまでも県公安委員会や道路管理者、警察署、市交通安全対策担当が連携し、幹線道路と生活道路の両面で対策を推進してきたところであり、いずれの道路においても一定の事故抑止効果が確認されている。

しかし、歩行中の死者数が多い状況であること、また自転車が関係する事故等が社会的に問題になっていることから、歩行者や自転車が多く通行する生活道路における安全対策をより一層推進する必要がある。このため、今後の道路交通環境の整備にあたっては、自動車交通を担う幹線道路等と歩行者中心の生活道路の機能分化を進め、生活道路における安全の推進に取り組むこととする。また、道路構造の保全の観点から、必要に応じた道路法に基づく通行の禁止又は制限を行うとともに、分かりやすい道路標識等の整備を進めるほか、道路使用及び占用の適正化等を推進する。

自転車の利用環境の整備として重要となる駐車対策については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（昭和55年法律第87号）、「伊勢原市営自転車等駐車場条例」（平成2年12月19日条例第18号）、「伊勢原市自転車等の放置防止に関する条例」（平成2年12月19日条例第19号）及び「伊勢原市自転車等の放置防止に関する条例施行規則」（平成2年12月19日規則第20号）による施策を総合的に推進するとともに、自転車利用者の利便を図るため、市営自転車等駐車場の維持管理及び再整備等を検討し、適切な運営を行う。

放置自転車対策については、「伊勢原市自転車等の放置防止に関する条例」（平成2年12月19日条例第19号）に基づき指定している放置禁止区域において、放置自転車の放置防止指導及び保管場所への移動・保管・返還・処分を適切に行うとともに、自転車利用者に対して、放置防止の広報、啓発及び指導の充実強化を図る。

運転者のモラルや駐車場不足等に起因する違法駐車が発生は、道路交通の渋滞、歩行者空間の阻害、交通事故の発生などさまざまな問題を引き起こし、都市機能の維持発展の妨げにもなるため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。

通学路については、児童・生徒の安全を確保するため、定期的な合同点検の実施

や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携し、ソフト・ハードの両面から必要な対策を推進する。特に、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、ハンプ・狭さくの設置、路肩のカラー舗装、防護柵の設置、押ボタン式信号機の整備等の対策を推進する。

(1) 安全な歩行空間の整備

実施機関	伊勢原警察署・伊勢原市（道路管理者・交通防犯・障がい福祉課・教育委員会）
取組内容	生活道路において、子どもや高齢者、障がい者等の交通弱者が道路を安全に歩行できるよう「ゾーン30」の整備、歩道の段差、傾斜、勾配の改善、音響式信号等のバリアフリー信号機の整備等を推進する。
実施目標	生活道路上の交通事故 1 割減




(2) 交通安全施設の整備

実施機関	伊勢原警察署・伊勢原市（道路管理者・交通防犯）
取組内容	<p>交通安全施設の老朽化による機能低下は、事故防止効果の低減につながるため、規制や支持を示す道路標識や外側線をはじめとした区画線について、関係機関に対して適切な設置・管理を要請する。</p> <p>「事故危険箇所」「事故多発区間（地点）」について、啓発のための道路標識、交通看板等の設置を推進するとともに、県公安委員会、伊勢原警察署、道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を推進する。</p>
実施目標	事故抑止対策の実施 年1か所以上

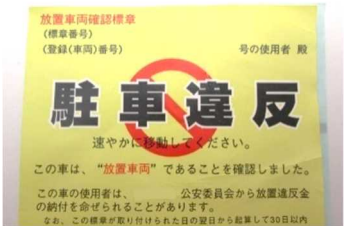
(3) 道路占用の適正化及び不法占有物件の排除

実施機関	伊勢原市（道路管理者）
取組内容	<p>道路占用の許可を適正に行い、許可条件の履行、占有物件等の維持管理について指導する。</p> <p>道路交通に支障を与える不法占有物件は、指導によりその排除に努め、「道路ふれあい月間」等を中心に、不法占有等の防止を図るための啓発活動を行い、併せて道路の愛護思想の普及を図る。</p>
実施目標	広報いせはら等による広報 1回以上


(4) 自転車利用環境の整備

実施機関	伊勢原市
取組内容	<p>自転車等放置禁止区域において、放置自転車等の放置防止指導及び保管場所への移動・保管・返還・処分を適切に行う。</p> <p>自転車利用者に対して、放置防止の広報、啓発を行い、放置自転車撲滅を図る。</p>
実施目標	<p>広報いせはら等による広報 1 回以上</p> 


(5) 総合的な駐車対策の推進

実施機関	伊勢原警察署・伊勢原市
取組内容	<p>違法駐車を撲滅するため、駐車規制の点検・見直しの実施や、市街地における無秩序な放置駐車に対する重点的、効果的な取締りを関係機関へ要請し、市民総ぐるみで違法駐車を排除しようとする気運の醸成及び高揚を図る。</p> <p>駐車場不足を防止する観点から、商業施設や共同住宅等、駐車需要を生じさせる開発事業等を行う場合には、本市開発事業の駐車場施設の整備基準に基づく適切な駐車場の整備を推進する。</p>
実施目標	<p>違法駐車取締り台数 1 割減</p> 

(6) 通学路等における交通安全の確保

実施機関	伊勢原警察署・伊勢原市（道路管理者・交通防犯・教育委員会）
取組内容	<p>通学路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を行う。また、通過車両への注意喚起看板を作成し、市内の学校や自治会に配布する。</p> <p>歩道整備等を積極的に推進し、ハンプ・狭さく等の設置、路肩のカラー舗装、防護柵の設置、押ボタン式信号機の整備等の対策を推進する。</p>
実施目標	<p>学校・自治会要望への確実な対応</p> 



 伊勢原市／市民生活部 市民協働課交通防犯対策係

神奈川県伊勢原市田中 3 4 8 番地 〒259-1188 TEL.0463-94-4715 (直通)

ISEHARA CITY 348 Tanaka Isehara Kanagawa 259-1188 Japan TEL.0463-94-4715

